

## 地方税分野におけるマイナンバーの利用

(平成 27 年 11 月 17 日更新)

### 地方税分野における番号制度の利用場面

番号制度が導入されると、地方税の申告書等には、個人番号・法人番号が記載されます。地方団体では、個人番号・法人番号を利用することで、より公平・公正な課税を行うことができるようになります。

従来どおり情報は各行政機関等が保有し(分散管理)、他の機関の情報が必要となった場合には、番号法に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを利用して、情報の照会・提供を行うことができるようになります。

### 地方税分野における番号制度の利用場面

#### ① 番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- エルタックスを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

#### ② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

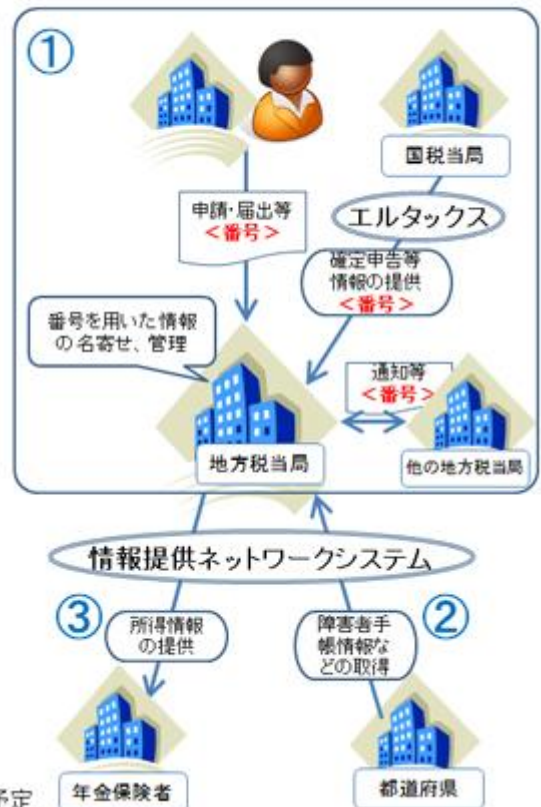
課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

#### ③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

※このほか、マイナポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定



### 地方税分野における個人番号・法人番号の利用について

原則、平成 28 年 1 月 1 日以降に提出される申告書等から、個人番号・法人番号の記載が開始されます。ただし、本人へ交付される税務関係書類(給与所得に係る特別徴収税額の決定/変更通知(納税義務者用))

等)については、国税分野及び社会保障分野における番号の利用方法との整合性等を勘案し、個人番号を当面記載しない取扱いとしています。

## 個人番号・法人番号の取扱いについて

- ①平成28年1月1日以降に提出される申告書等について、個人番号・法人番号の記載を開始する。  
(自動車取得税・自動車税・軽自動車税における申告書・報告書(自動車取得税の修正申告書を含む。)には、個人番号・法人番号を当面記載しない。)
- ②納税通知書には、個人番号・法人番号を当面記載しない。
- ③給与所得に係る特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)には、個人番号は当面記載せず、法人番号は記載しない。公的年金等に係る特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)には、個人番号は当面記載せず、法人番号は記載する。  
(給与所得に係る特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)及び公的年金等に係る特別徴収税額決定通知書(年金保険者用)には、個人番号・法人番号を記載する。)
- ④更正・決定通知書には、個人番号・法人番号を記載しない。
- ⑤納付書・納入書には、個人番号・法人番号を原則記載しない。
- ⑥その他、個人住民税における給与支払報告書の提出など、特別徴収義務者においては、平成28年の所得に対する手続から必要な個人番号・法人番号を記載する。

地方税分野の各税目の個別手続等における個人番号・法人番号の利用や番号記載時期等についての一覧表です。

各税目別における個人番号・法人番号の記載開始時期については、例えば、個人住民税の申告の手続きは、平成28年分以後の所得に係る申告書等から適用となります。一方、法人住民税の確定申告・中間申告では、平成28年1月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

税目・手続ごとに番号の記載時期が異なりますので、詳細は、上記の「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」をご参照ください。

## 個人番号・法人番号の記載開始時期について

税目	事務手続の例	記載開始時期
個人住民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税申告書の提出</li> <li>・給与支払報告書の提出</li> <li>・特別徴収税額の通知</li> <li>・扶養親族申告書の提出</li> </ul>	平成28年分以後の所得に係る申告書等から適用。
法人住民税 法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告及び中間申告</li> <li>・中間納付額の還付の請求</li> </ul>	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告から適用。 平成28年1月1日以後に行われる請求から適用。
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償却資産に関する申告</li> </ul>	平成28年1月1日以後に行われる申告から適用。
軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入申告書の提出</li> </ul>	平成28年1月1日以後に開始する課税期間(平成28年1月分)に係る申告から適用。
自動車税 軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減免の申請</li> </ul>	平成28年1月1日以後に行われる申請から適用。
事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書、修正申告書の提出</li> </ul>	平成28年1月1日以後に開始する課税期間に係る申告から適用。

### 番号欄が追加された地方税関係の様式

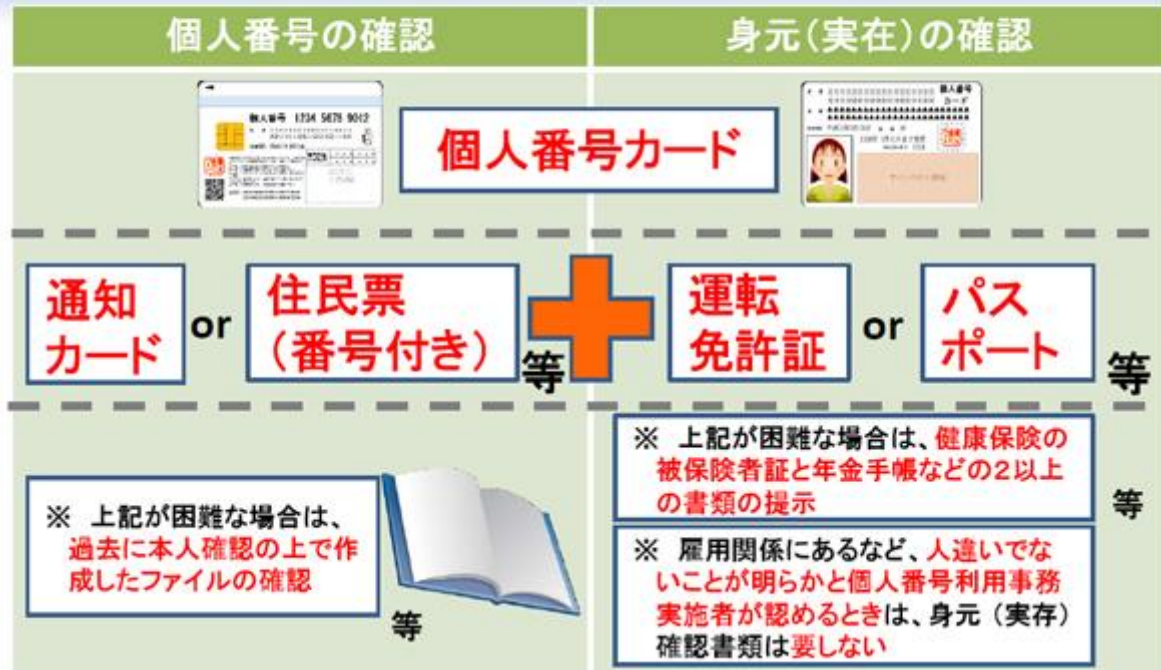
- [番号欄が追加された地方税関係の様式\(1\)](#)  
[\(地方税法施行規則等の一部を改正する省令\(平成 27 年総務省令第 85 号\)改正後様式\)](#)
- [番号欄が追加された地方税関係の様式\(2\)](#)  
[\(地方税法施行規則等の一部を改正する省令\(平成 27 年総務省令第 91 号\)改正後様式\)](#)

### 地方税分野における本人確認について

本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認として、番号確認(正しい個人番号であることの確認)と身元(実在)確認(提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認)の2つの確認を行うことが必要となります。



## マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。



本人確認措置について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)に規定する「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」については、申告等を行う納税義務者や特別徴収義務者等の個人番号関係事務実施者に対してあらかじめ示すことが適当です。